

北海道宗谷総合振興局告示第1046号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第30号に掲げる潜水器漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
潜水器漁業(うに)	宗海共第5号共同漁業権漁場区域	4月1日から9月30日まで(きたむらさきうに) 4月1日から8月31日まで(えぞばふんうに)	— (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数: 0人)	定めなし	ア 宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者であること。 イ 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	
同上	宗海共第6号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数: 0人)	同上	同上	
同上	宗海共第8号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数: 0人)	同上	同上	
同上	宗海共第9号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数: 0人)	同上	同上	
同上	宗海共第11号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数: 0人)	同上	同上	
同上	宗海共第13号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数: 0人)	同上	同上	
潜水器漁業(あわび)	宗海共第2号共同漁業権漁場区域	4月1日から7月15日まで及び10月1日から12月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数: 0人)	同上	同上	
同上	宗海共第3号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数: 0人)	同上	同上	
同上	宗海共第9号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数: 0人)	同上	同上	
同上	宗海共第11号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数: 0人)	同上	同上	